

# 京都市住吉児童館 評価結果報告

## 《 I 福祉サービスの基本方針と組織 》

### I-1 理念・基本方針

【評価項目】 I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。

標準項目		評価
1	法人（児童館）に、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）に掲げられた精神及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の理念に基づいた明確な理念、基本方針がある。	○
2	理念、基本方針が法人（児童館）内の文書や広報媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。	○
3	理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。	○
4	理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、利用者や運営協議会、利用者の組織等への周知が図られている。	○

【評価項目】 I-1-(1) について

講評
<p>児童館現場からの声を反映した理念を策定し、多様な方法で広く周知に努めています。</p> <p>① 法人の理念と、それに基づいた児童館事業の理念を策定し、ホームページやパンフレットに掲載することで、利用者や地域、職員などに向けて広く周知を図っています。また法人の会員や関係団体などへお配りする会報誌で児童館の運営方針や各館の取組を紹介し、児童館の役割や他事業との連携方針について周知を図っています。</p> <p>② 児童館事業の理念と基本方針は、児童福祉法やこどもの権利条約、児童館ガイドライン、京都市児童館活動指針などをもとに各館長が中心となり策定されました。職員や利用者の目につきやすい玄関や職員室へ掲示し、周知を図っています。</p> <p>③ 新規採用職員向けの研修会では、法人が大切にしていることや児童館事業の運営方針について説明し、職員の理解が深まるよう努めています。また毎月の職員会議や主任会議など職員が集まる機会を利用し、折に触れて振り返り、実践活動へ活かせるよう取り組んでいます。</p>

### I-2 経営状況の把握

【評価項目】 I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。

標準項目		評価
1	社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。	○
2	地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。	○
3	利用者数・利用者像等、児童館活動へのニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人（児童館）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。	○
4	定期的に児童館のコスト分析や児童館利用者の推移、利用率等の分析を行っている。	○

I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。

1	経営環境や実施する児童館活動の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。	○
2	経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。	○
3	経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。	○
4	経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。	○

【評価項目】I-2-(1)について

講評	
<p>本部事務局と館長が協力し、業界や地域動向の把握と経営課題の改善に取り組んでいます。</p> <p>① 館長は、地域の各種団体や関係機関など地域のネットワークを活かした情報交換会へ定期的に参加し、地域の福祉に関する情報収集を行っています。収集した内容は、館長会で共有し、各館の運営に役立てられています。</p> <p>② 館長が法人理事を兼務しており、各館の経営状況や職員体制などの課題の共有が確実に行われています。業務マニュアルの整備やコンプライアンス体制の強化などの重点課題を明確にし、計画的に取り組んでいます。</p> <p>③ 本部事務局が児童館の収支管理を担当し、毎月の館長会で月次報告が行われています。児童館現場のコスト意識を高めるとともに、各館で事業の見直しや実施計画へ反映するなど PDCA サイクルの実行に努めています。</p>	

I-3 事業計画の策定

【評価項目】I-3-(1) 中・長期(3~5年)的なビジョンと計画が明確にされている。

I-3-(1)-① 中・長期(3~5年)的なビジョンを明確にした計画が策定されている。

標準項目		評価
1	中・長期(3~5年)計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。	○
2	中・長期(3~5年)計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	-
3	中・長期(3~5年)計画は必要に応じて見直しを行っている。	-
4	中・長期(3~5年)計画は、児童館ガイドラインに示された、児童館の施設としての6つの基本特性並びに3つの特性を発揮させるような内容になっている。	-
5	中・長期(3~5年)計画は、子どもの福祉や地域の実情を十分に理解し、安定した財政基盤と運営体制を有し、継続的・安定的に運営することを目指す内容となっている。	○

I-3-(1)-② 中・長期(3~5年)計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。

1	単年度の計画には、中・長期(3~5年)計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。	○
2	単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。	○
3	単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	-

【評価項目】I-3-(1) について

講評	<p>安定的な業務の継続に向けて、児童館事業部独自の中・長期計画の策定が望まれます。</p> <p>① 法人が実施する他事業との一体的な中・長期計画が策定されています。重点課題を設定し、項目に応じて見直しの時期を設けたり、年度ごとに実績を確認するなどしています。今後は、児童館事業部独自の中・長期計画を作成する予定です。これまでに共通認識されてきた課題をもとに本部事務局から策定案が提示されていますので、館長会などで作業量を可視化し、計画的に取り組まれることが期待されます。</p> <p>② 法人の中・長期計画を受け、職員の人材育成や労働環境の改善、地域団体やボランティアとの連携促進など児童館部門として取り組むべき項目について年度内の目標が設定されています。また児童館活動に関しては、各館で年間活動計画を作成し、年度末に法人へ活動報告を提出しています。理事会では各館の成果と課題をもとに事業評価を行い、翌年度の計画へ反映しています。</p>
----	--

【評価項目】 I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

	標準項目	評価
1	事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。	○
2	事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。	○
3	評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。	○
4	事業計画が、職員に周知（会議や研修会における説明等）されており、理解を促すための取組を行っている。	○

I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。

	標準項目	評価
1	事業計画の主な内容が、利用者等に周知（配布、掲示、説明等）されている。	○
2	事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、利用者等がより理解しやすいような工夫を行っている。	○
3	事業計画については、利用者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。	○

【評価項目】I-3-(2) について

講評	<p>職員間の協議をもとに年間活動計画が策定され、利用者へ周知を図っています。</p> <p>① 年間活動計画は、職員会議で集約した意見をもとに各館で立案し、館長会での意見を反映する仕組みとなっています。計画の評価や見直しは、アルバイト職員の意見も取り入れ、適宜職員会議の機会に行っています。また毎月の館長会では、各館から挙げられた課題について協議し、児童館事業部全体の改善につなげたり、翌年度の計画策定に反映するなどしています。</p> <p>② 年間活動計画は年度当初に児童クラブ保護者向けに予定表を配布し、内容について周知しています。またホームページには季節ごとのおもな児童館行事を掲載しています。月初には、毎月の行事予定をおたよりとホームページに詳しく掲載し、分かりやすく伝える工夫をしています。</p>
----	--

## I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

【評価項目】I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

I-4-(1)-① 児童館活動の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。

標準項目		評価
1	組織的にPDCA サイクルにもとづく児童館活動の質の向上に関する取組を実施している。	○
2	児童館活動の内容について組織的に評価(C:Check)を行う体制が整備されている。	○
3	定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行い、その結果を公表している。	-
4	評価を行う際には、利用者等の意見を取り入れるよう努めている。	○
5	第三者評価を定期的に受審している。	○
6	評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。	○

I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。

標準項目		評価
1	評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。	○
2	職員間で課題の共有化が図られている。	○
3	評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。	○
4	評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。	○

【評価項目】I-4-(1) について

講評
<p>児童館活動の質の向上に向けた取組が計画的に行われています。</p> <p>① 年間活動計画は、アルバイトを含めた職員と館長が協議の上、作成しています。事業終了後には担当者による業務の振り返りと利用者アンケートの集計結果をもとに職員会議で内容の確認や見直しを行っています。年度末には、各事業の成果と課題を年間活動報告にまとめ、ホームページで公表しています。改善点については、他館の職員や館長の評価も取り入れ、翌年度の計画に反映しています。</p> <p>② 毎年度、法人全館で実施する利用者アンケートの集計結果は、児童館からの回答とともに館内へ掲示し、利用者へフィードバックする仕組みがあります。また他館の集計結果を館長会で共有し、課題や改善点などを相互に検討しています。協議された内容は、職員会議で共有され、翌年度の活動計画に活かされています。</p>

## ＜Ⅱ 組織の運営管理＞

### Ⅱ-1 管理者（館長等）の責任とリーダーシップ

【評価項目】 Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。

Ⅱ-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。

	標準項目	評価
1	管理者は、自らの経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	○
2	管理者は、自らの役割と責任について、組織内の広報誌等に掲載し表明している。	○
3	管理者は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。	○
4	平常時のみならず、有事（災害、事故等）における管理者の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。	—

Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。

	標準項目	評価
1	管理者は、遵守すべき法令及び児童館ガイドラインに示されている児童館の社会的責任、職場倫理等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。	○
2	管理者は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。	○
3	管理者は、福祉分野に限らず幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。	○
4	管理者は、職員に対して遵守すべき法令や児童館の社会的責任、職場倫理等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。	○
5	管理者は、事業の目的及び運営の方針、利用する子どもの把握、保護者との連絡、事故防止、非常災害対策、子どもや保護者の人権への配慮、子どもの権利擁護、守秘義務、個人情報等の管理等の重要事項に関する運営管理規程 を定め、その内容を職員に周知、遵守するための取組を行っている。	○

【評価項目】 Ⅱ-1-(1) について

講評
<p>コンプライアンス体制の強化に向けて、職員への理解を促す取組が期待されます。</p> <p>① 法人として、職員の役職と職務内容を明示した「職務分掌表」を整備し、館長は管理者としての役割について職員会議等で周知しています。</p> <p>② 法人の中・長期計画に基づき、職員が守るべき法令や行動規範、倫理についてのマニュアルを整備するとともに、法人内にコンプライアンス委員会、ハラスメント相談窓口を設置しました。組織的な体制を構築し、コンプライアンスの強化に取り組んでいます。</p> <p>③ 「コンプライアンス・マニュアル」には、利用者や取引事業者、職員同士等と関わる際に守るべき事項が、具体例とともに分かりやすく整理されています。マニュアルの内容をもとに自身の業務を振り返るなどの機会を積極的に取り入れ、職員が理解を深めるための取組が行われることが期待されます。</p>

【評価項目】 Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

Ⅱ-1-(2)-① 児童館活動の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。

	標準項目	評価
1	管理者は、実施する児童館活動の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。	○
2	管理者は、児童館活動の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。	○

3	管理者は、児童館活動の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	○
4	管理者は、児童館活動の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。	○
5	管理者は、児童館活動の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。	○

## II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。

標準項目		評価
1	管理者は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。	○
2	管理者は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。	○
3	管理者は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。	○
4	管理者は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	○

### 【評価項目】II-1-(2) について

講評
<p>職員とコミュニケーションを図りながら児童館活動の質の向上に取り組んでいます。</p> <p>① 事業終了後に担当者から提出される実施報告をもとに、職員との対話を大切にしながら内容の評価や分析を行っています。また利用者アンケートの集計結果は職員会議で共有して分析を行います。職員が意見を出し合いコミュニケーションを図る機会として大切にしています。</p> <p>② 法人の事業計画に基づき、処遇改善に力を入れて取り組んでいます。「4週6休」から「4週8休」の働き方を導入し、特別休暇の見直しや年次休暇の取得の推奨、定時退勤のための業務の見直しなどを行い、働きやすい環境づくりに積極的に取り組んでいます。</p>

## II-2 福祉人材の確保・育成

### 【評価項目】II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

#### II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。

標準項目		評価
1	必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。	—
2	児童館活動の提供に関わる専門職（「児童の遊びを指導する者」（以下、「児童厚生員」という。）の配置等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。	○
3	計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。	○
4	法人（児童館）は、様々な機会を活用して研修を実施し、職員の資質向上に努めている。	○
5	研修が日常活動に生かされるように、職員全員が子どもの理解と課題を共有し対応を協議する機会を設けている。	○
6	法人（児童館）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。	○

#### II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

標準項目		評価
1	法人（児童館）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。	—

2	人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。	—
3	一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。	○
4	職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。	○
5	把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。	○
6	職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができています。	○

【評価項目】Ⅱ-2-(1) について

<p>講評</p> <p>職員のスキルに応じた職位や職務を明確にしたキャリアパスと人事評価の整備が期待されます。</p> <p>① 法人の中・長期計画に基づき、職員の採用計画や人材育成計画、労働環境の改善などの人事方針が策定されました。それに基づき、児童館事業部でも、キャリアパスと人事評価制度の導入について具体的な検討が行われており、総合的な人事管理の運用に向けて取り組んでいます。</p> <p>② 子どもの様子については、少人数職場のメリットを活かし、空き時間などを利用して日々情報交換を行っています。また月1回は非常勤職員を含めた全職員で館の課題や子どもに関する情報を共有し、意見交換を行う時間を大切にしています。</p>
---

【評価項目】Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

	標準項目	評価
1	職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。	○
2	職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。	○
3	職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。	○
4	定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。	○
5	職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。	○
6	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に配慮した取組を行っている。	○
7	改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。	○
8	福祉人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。	○

【評価項目】Ⅱ-2-(2) について

<p>講評</p> <p>組織的な体制を整備し、職員が長く働きやすい職場環境づくりに取り組んでいます。</p> <p>① コンプライアンスの観点から、児童館職員の就業規則、賃金規則の全面的な見直しを行い、労務管理体制の強化に努めています。館長は、職員の有給休暇の取得状況や超過勤務などの現状把握に努め、必要に応じて個別に館長がヒアリングを行うことで意向を尊重しながら働きやすい環境づくりに努めています。</p> <p>② 4週8休の雇用形態の導入に合わせて、常勤職員と非常勤やアルバイト、パート職員の役割を明確にすることで業務の効率化を図り、職員のワークライフバランスの実現に向けて取り組んでいます。</p> <p>③ 法人として「コンプライアンス・ハラスメント通報窓口」を設置し、職員の悩みや相談に広く対応することで、就業環境の改善につながるよう備えています。また館長は、職員とのコミュニケーションを大切に、隙間の時間で感動や悩みを共有しながら、職員のアイデアや意見を尊重した運営に努めています。</p>
---

【評価項目】Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

標準項目		評価
1	職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。	○
2	個別面接を行う等組織の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。	○
3	職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。	○
4	職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末(期末)面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。	○

Ⅱ-2-(3)-② 職員の研修に関する基本方針や計画が策定され、研修が実施されている。

標準項目		評価
1	組織が目指す児童館活動を実施するために、研修に関する基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。	○
2	現在実施している児童館活動の内容や目標を踏まえて、研修に関する基本方針や計画の中に、組織が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。	-
3	研修が日常活動に生かされるように、職員全員が子どもの理解と課題を共有し対応を協議する機会を設けている。	○
4	策定された研修計画にもとづき、研修が実施されている。	○
5	定期的に計画の評価と見直しを行っている。	○
6	定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。	-

Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの研修の機会が確保されている。

標準項目		評価
1	個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。	○
2	新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的な OJT が適切に行われている。	○
3	階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた研修を実施している。	○
4	外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。	○
5	職員一人ひとりが、研修の場に参加できるよう配慮している。	○

【評価項目】Ⅱ-2-(3) について

講評
<p>職員一人ひとりの研修機会を確保し、資質向上に向けた取組が行われています。</p> <p>① 職員は、年1回、3カ月ごとの目標設定と自己評価を行う「自己評価シート」を作成し、館長との面談を行っています。館長は、職員の意欲や達成感、展望などを把握した上で、現状についての評価コメントを記入し、やる気につながるようサポートしています。</p> <p>② 職員一人ひとりがテーマとして取り上げた事例をもとにパワーポイントで資料を作成し発表しあう館内研修を取り入れています。また、職員会議の司会や議事録の作成を当番制にすることで、職員の事務的スキルの向上に取り組んでいます。</p> <p>③ 職員の人材育成として、京都市児童館学童連盟が体系的に実施する研修会へ職員を派遣し、計画的な受講を促進しています。また法人の内部研修として、全館職員を対象としたテーマ別研修や、職員を相互に派遣する職員交換研修などを取り入れています。さらに職員が得意なスキルを伸ばせるよう、希望する外部研修への参加を推</p>



奨めています。受講後は、レポートを作成し他の職員にも共有することで館全体の質の向上へつなげています。

【評価項目】Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の児童館活動に関わる専門職等の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

標準項目		評価
1	実習生等の児童館活動に関わる専門職の教育・育成についてのマニュアルが整備されている。	—
2	実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。	○

【評価項目】Ⅱ-2-(4) について

講評
<p>実習生受入れの体制を整備し、児童福祉の人材育成に積極的に取り組んでいます。</p> <p>① 近隣の大学などから積極的に実習生や学生ボランティアを受け入れています。活動開始前には担当職員から法人のコンプライアンス・マニュアルに記載された遵守事項についてオリエンテーションを行います。受入れについて利用者や職員、実習生に対する事前説明の内容や手順などをまとめたマニュアルが整備されることで、より効果的な活動が行われることが期待されます。</p> <p>② 毎年度実習生を受け入れ、次世代の人材育成に積極的に取り組んでいます。学校側と事前の打ち合わせを行うとともに、実習中は学生の担当教官の巡回訪問を受入れ、学校側と連携し学生をサポートしています。実習後、児童館でアルバイトをしたり、職員として活躍したりするケースも見られます。</p>

## Ⅱ-3 運営の透明性の確保

【評価項目】Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。

標準項目		評価
1	ホームページ等の活用により、法人(児童館)の理念や基本方針、提供する活動の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。	○
2	事業内容について自己評価を行い、その結果を公開するよう努めている。	—
3	児童館における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。	—
4	第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。	—
5	法人(児童館)の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人(児童館)の存在意義や役割を明確にするように努めている。	○
6	地域へ向けて、理念や基本方針、児童館で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。	○

Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。

標準項目		評価
1	法人(児童館)における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。	○
2	法人(児童館)における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。	○

	る。	
3	法人(児童館)の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。	○
4	外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。	○

【評価項目】Ⅱ-3-(1) について

講評
<p>児童館の事業や経営に関する情報を適切に公開し、透明性の確保に努めています。</p> <p>① 法人や児童館の理念や基本方針、事業計画、事業報告、財務情報などは、法人のホームページで公表されています。毎月の事業計画については、児童館だよりを発行し、近隣の小学校や保育所、幼稚園や関係団体などへ配布しています。また法人の情報誌には、法人の事業内容や活動報告とともに児童館事業の運営方針などを掲載し、関係機関や団体、個人などへ広く配布しています。法人や児童館の役割を地域へ発信することで、透明性の高い運営に取り組んでいます。</p> <p>② 地域に向けてより分かりやすく情報発信するため、ホームページをリニューアルしました。各館の紹介ページには、館長の似顔絵イラストとともにメッセージを掲載することで親しみやすく地域に根差した児童館のイメージを醸成しています。</p> <p>③ 法人の会計規定、稟議決裁規定、事務決裁規定に基づき、事務決裁及び会計処理に関する権限を明確化しています。会計処理に関して毎月顧問税理士のチェックと助言を受けることで改善点を明確にし、適正な経営に努めています。</p>

## Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

【評価項目】Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

Ⅱ-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。

	標準項目	評価
1	地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。	○
2	活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で利用者に提供している。	○
3	利用者の個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。	○
4	児童館や利用者への理解を得るために、地域の人々と利用者との交流の機会を定期的に設けている。	○
5	個々の利用者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。	○
6	地域住民等が児童館を活用できるように働きかけることなどにより、児童館の周知を図るとともに、地域の人材・組織等との連携・協力関係を築いている。	○

Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

	標準項目	評価
1	ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。	○
2	地域の学校教育等への協力(職場体験、触れ合い授業等)について基本姿勢を明文化している。	○
3	ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。	-
4	ボランティアに対して利用者との交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。	○

【評価項目】 II-4-(1) について

講評
<p>利用者とのつながりを広げるための活動に取り組んでいます。</p> <p>① 法人では、地域とのつながりを大切に、「はぐくむ・ひろがる・つながる みんなの児童館」をスローガンに掲げ、地域福祉の促進に向けて関係機関や関係団体との連携を深めながら活動しています。児童館運営協力会はもちろんのこと、学校運営協力会や少年補導委員会への参画や民生委員との共催事業などの取組を通して、各団体が把握する地域課題を共有し、住民同士のつながりが生まれるような支援を心掛けています。</p> <p>② 地域からの要望で設立された経緯もあり、母親クラブや少年補導委員会、民生委員などの関係団体へ施設を貸し出し、会議場所として活用されています。休館日の利用に備え、事務室には防犯カメラを設置しセキュリティ対策を行っています。</p> <p>③ 日頃から地域の人々や大学のボランティア活動部の学生、小学校高学年～中・高校生のジュニアボランティアなど、多様なメンバーが活動しています。共に活動することで顔の見える関係性が築かれており、ボランティア活動を通して地域と児童館をつなげる機会として定着しています。</p> <p>④ ボランティアを受け入れる際は、活動内容や配慮してもらいたいことを職員間で話し合い、参加者へ口頭で伝えています。今後は、思いがけないトラブルや事故を避けるためにも、受入れマニュアルを明文化し、事前に職員と参加者で共有することでより安全で充実した事業の実施が期待できます。</p>

【評価項目】 II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

II-4-(2)-① 児童館として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

	標準項目	評価
1	当該地域の関係機関・団体について、個々の利用者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。	○
2	職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。	○
3	関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。	○
4	地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。	○

【評価項目】 II-4-(2) について

講評
<p>地域の社会資源と事業を通して課題を共有し、解決に向けて連携して取り組んでいます。</p> <p>① 市の地域子育て支援ステーション事業の中核施設として、近隣の児童館や保育園、民生委員、社会福祉協議会、はぐくみ室などとの連絡会議を定期的開催することで地域情報やニーズを把握し、ネットワークを活かした子育て支援活動に取り組んでいます。</p> <p>② 近隣の幼稚園と連携し、未就学児親子が相互に行事へ参加する取組を行っています。乳幼児親子と在園児の交流、保護者への入園や園生活に関する情報提供の機会となっており、定期的実施することで地域コミュニティの活性化にもつながっています。</p>

【評価項目】 II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

	標準項目	評価
1	法人（児童館）が実施する事業や運営協議会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流活動などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。	○

Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

標準項目		評価
1	把握した地域の福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。	○
2	多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。	○
3	法人(児童館)が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。	○
4	地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。	—

【評価項目】Ⅱ-4-(3) について

講評

地域の福祉ニーズに基づいて児童館のノウハウを活かした活動を行っています。

- ① 児童館運営協力会の開催や地域子育て支援ステーション事業のネットワーク会議、小学校の運営協力会の会合などへの参加を通して地域の子育て家庭のニーズや課題の把握に努めています。
- ② 小学校で行われる昔あそびのイベントや、少年補導委員会が主催するキャンプのスタッフとして職員が参加するなど、児童館職員の専門性を活かした取組を通して地域との関わりを深めることで、児童館活動への理解を得たりイベント参加者同士のコミュニケーションが活性化することへつながっています。

## Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

### Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

【評価項目】 Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重した児童館活動について共通の理解をもつための取組を行っている。

標準項目		評価
1	理念や基本方針に、利用者を尊重した児童館活動の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	○
2	利用者を尊重した児童館活動の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	-
3	利用者を尊重した児童館活動の提供に関する基本姿勢が、個々の活動の標準的な実施方法等に反映されている。	○
4	利用者の尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。	○
5	利用者の尊重や基本的人権への配慮について、状況を把握する仕組みがあり、必要に応じて対応を図っている。	○

Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に配慮した児童館活動が行われている。

標準項目		評価
1	利用者のプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。	-
2	規程・マニュアル等にもとづいて、子どもの利益に反しない限りにおいて、プライバシーに配慮した児童館活動が実施されている。	○
3	利用者にプライバシー保護に関する取組を周知している。	○

【評価項目】 Ⅲ-1-(1) について

講評
<p>利用者が声を上げやすい環境づくりに努め、プライバシー保護に配慮した運営を行っています。</p> <p>① 法人の基本方針や児童館事業の運営理念には、利用者本位の活動を行うことや子どもたちの最善の利益を尊重することが明示されています。職員から積極的に利用者へ声を掛けることで親しみを感じてもらい、職員へ意見や相談のしやすい「敷居の低い」児童館づくりに取り組んでいます。また児童館のルール作りに子どもの意見を取り入れたり、トラブルの際には丁寧に話を聞いたりするなど、子どもたちの気持ちを尊重した関わりが行われています。</p> <p>② 法人の理念に基づいた倫理綱領を定めて、利用者を尊重する職員の基本姿勢を明示しています。職員全体の意識向上に向けて、読み合わせや振り返りなどの共通理解を深めるための組織的な取組が期待されます。</p> <p>③ 利用者のプライバシー保護については、法人のコンプライアンス・マニュアルのなかに方針が明記されています。児童館活動において配慮すべき具体的な内容について、研修や勉強会などで確認する機会を設けることが望まれます。</p>

【評価項目】 Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。

Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して児童館を利用するために必要な情報を積極的に提供している。

標準項目		評価
1	理念や基本方針、実施する児童館活動の内容や児童館の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。	○

2	組織を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。	○
3	児童館の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。	○
4	児童館で行われている事業等への見学、体験利用等の希望に対応している。	○
5	利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。	○

Ⅲ-1-(2)-② 児童館活動の開始・変更にあたり利用者にわかりやすく説明している。

標準項目		評価
1	児童館活動の開始・変更時の活動の内容に関する説明と同意にあたっては、利用者の自己決定を尊重している。	○
2	児童館活動の開始・変更時には、利用者がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。	○
3	説明にあたっては、利用者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。	○
4	児童館活動の開始・変更時には、利用者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。	○
5	配慮が必要な利用者への配慮についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。	○

【評価項目】 Ⅲ-1-(2) について

講評

児童館利用に関する情報を様々な媒体でわかりやすく伝える工夫をしています。

- ① 毎月発行する児童館だよりは、区のはぐくみ室や小学校、幼稚園、保育所などへ掲示を依頼しています。Webから地域情報を得る利用者も多いため、QRコードを掲載しホームページへアクセスしやすい工夫をしています。編集後記に職員からのメッセージを記載したり、文章にはふりがなを付け、低学年の児童にも理解しやすい表現にしたりするなど、親しみやすく、読み手への配慮が感じられる誌面づくりが行われています。
- ② 利用者アンケート結果からホームページを見て参加したという意見が多かったこともあり、児童館のホームページに重点を置き広報活動をしています。行事などの最新情報の更新や個人情報に配慮したうえで多くの写真を掲載し、活動の雰囲気を伝える工夫をしています。

【評価項目】 Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。

Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

標準項目		評価
1	利用者満足に関する調査が定期的に行われている。	○
2	利用者満足を把握し、児童館活動の充実を図る目的で、運営協議会等を設置し、職員等が出席している。	○
3	利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、利用者参画のもとで検討会議の設置等が行われている。	-
4	分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。	○

【評価項目】 Ⅲ-1-(3) について

講評

利用者アンケートを実施し、意向や意見の把握や改善の仕組みを整備しています。

- ① 行事参加者と乳幼児クラブ保護者へアンケートを実施しています。集計結果については職員会議で内容の分析や改善に向けた検討を行っています。また児童館運営協力会でも報告され、参画する地域団体との意見交換を行い、運営の改善につなげています。
- ② 子どもから挙げられた意見には、職員から直接回答を伝えるようにしています。今後は、法人4館の集計結果を館長会で共有し、翌年度の事業計画へ反映できるよう全館でアンケートの実施時期を検討することとしています。

【評価項目】 Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

標準項目		評価
1	苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置や解決に向けた手順の整理）が整備されている。	○
2	苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を利用者等に配布し説明している。	○
3	苦情記入カードの配布やアンケート(匿名)を実施するなど、利用者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。	○
4	苦情内容については、受付と解決を図った記録が適切に保管されている。	○
5	苦情内容に関する検討内容や対応策については、利用者等に必ずフィードバックしている。	○
6	苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た利用者等に配慮したうえで、公表している。	—
7	苦情相談内容にもとづき、児童館活動の質の向上に関わる取組が行われている	○

Ⅲ-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。

標準項目		評価
1	利用者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。	○
2	利用者等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。	○
3	相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。	○

Ⅲ-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

標準項目		評価
1	職員は、日々の児童館活動において、利用者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。	○
2	意見箱の設置、アンケートの実施等、利用者の意見を積極的に把握する取組を行っている。	○
3	相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。	○
4	職員は、把握した相談や意見について、状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。	○
5	意見等にもとづき、児童館活動の改善に向けた取組を行っている。	○
6	対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。	—

【評価項目】 Ⅲ-1-(4) について

講評
<p>利用者からの意見や相談に対応する組織的な体制が構築されています。</p> <p>① 法人で苦情対応マニュアルを策定し、苦情解決責任者や受付担当者、第三者委員などを設置し、解決の手順を定めて館内に掲示しています。またホームページには法人の問い合わせアドレスを明記し、利用者が様々な方法で意見を伝えやすい工夫を行っています。</p> <p>② 寄せられた意見や苦情は、所定の様式に沿って記録・保管し、職員会議で改善策の協議を行います。内容に応じて情報共有する職責を限定するなど、申し出た利用者等に配慮したうえで改善に取り組んでいます。</p> <p>③ 苦情や相談への対応マニュアルが策定されているものの、解決までの具体的なプロセスなど各館の運用状況が法人内で共有されてきませんでした。各館の記録をもとに具体例を共有・検討する機会を設け、マニュアルの定期的な見直しや運用のガイドラインの整備などに取り組んでいきたいと考えています。</p>

【評価項目】 Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な児童館活動の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

標準項目		評価
1	リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。	○
2	事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。	○
3	利用者の安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。	○
4	収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。	○
5	職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。	○
6	事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。	○
7	来館時、帰宅時の安全対策について、保護者への協力を呼びかけ、地域の関係機関・団体等と連携した不審者情報の共有や見守り活動など地域ぐるみの安全確保策を講じている。	○

Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

標準項目		評価
1	感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。	○
2	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。	○
3	担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。	○
4	感染症の予防策が適切に講じられている。	○
5	感染症の発生した場合には対応が適切に行われている。	○
6	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。	○

Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。

標準項目		評価
1	災害時の対応体制が決められている。	○
2	立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、福祉サービス提供を継続するために必要な対策を講じている。	○
3	利用者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。	○
4	食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。	—
5	防災計画や事業継続計画（BCP）等を整備し、地元の行政をはじめ、学校、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。	—

【評価項目】 Ⅲ-1-(5) について

講評
<p>利用者の安全確保のための各種マニュアルを整備し、職員への周知に努めています。</p> <p>① 法人の中・長期計画に基づき、危機管理体制の強化を図り、緊急時対応マニュアルが策定されています。児童館に危機管理委員会を設置し、各職員が役割分担を行い日頃から不審者情報や災害情報などを収集したり、消防署や警察署と連携し定期的な避難訓練や防犯訓練などを行うことで職員の危機意識を高め、安全な運営に努めています。</p> <p>② 感染症対策として、感染症予防マニュアルを策定し、具体的な対応手順についての館内研修を実施して職員への周知と理解を促しています。また館内の換気や消毒作業を行うだけでなく、利用者にも手洗いなどの理解を得</p>



ながら、感染症予防に取り組んでいます。

## Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

【評価項目】 Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

Ⅲ-2-(1)-① 児童館活動について標準的な実施方法が文書化され活動が提供されている。

標準項目		評価
1	標準的な実施方法が適切に文書化されている。	○
2	標準的な実施方法には、利用者の尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。	○
3	標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。	-
4	標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。	○

Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

標準項目		評価
1	児童館活動の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。	○
2	児童館活動の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に行われている。	○
3	検証・見直しにあたり、職員や利用者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。	○

【評価項目】 Ⅲ-2-(1) について

### 講評

業務の平準化に向けマニュアル整備を推進し、児童館活動の質の向上に努めています。

- ① 児童館の運営や活動の方向性については、「京都市児童館活動指針」に基づいて決定しています。館長会では方針に沿った活動が行われているかを定期的に確認し、法人全体として見直しが必要な項目についてはマニュアルの修正を行うなどして、業務水準の向上を目指しています。
- ② 法人の中・長期計画として、業務の平準化に向けて各館で独自に作成されている文書や書式などを統一したり、各館の判断で実施されている業務をマニュアル化することで、業務改善に結びつける取組が推進されています。法人事務局が中心となり、館長会での意見交換を経て具体化されているところです。新たに設けられたマニュアルは、児童館全体の質の向上に向けて、職員へ十分な浸透を図ることが求められます。
- ③ 定期的に利用者アンケートを実施し、出された意見を職員会議で検証しています。また館長会でも各館の改善案を共有し、相互に活動を振り返る機会としています。

【評価項目】 Ⅲ-2-(2) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

Ⅲ-2-(2)-① 児童館活動の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

標準項目		評価
1	日常の利用状況や活動の内容等を、組織が定めた統一した様式によって把握し記録している。	○
2	計画等にもとづく児童館活動が実施されていることを記録により確認することができる。	○
3	記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。	○
4	組織における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備され	○

	ている。	
5	情報共有を目的とした会議の定期的な開催等、部門横断での取組がなされている。	○
6	パソコンのネットワークシステムを利用や記録ファイルの回覧等を実施して、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。	○

### Ⅲ-2-(2)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。

	標準項目	評価
1	個人情報保護規程等により、利用者の記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。	○
2	個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。	○
3	記録管理の責任者が設置されている。	-
4	記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。	○
5	職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。	○
6	個人情報の取扱いについて、利用者に説明している。	○

#### 【評価項目】Ⅲ-2-(2) について

##### 講評

利用者に関する記録の管理についての規定を設け、組織的なセキュリティ対策に努めています。

- ① 行事計画や活動記録、児童館・児童クラブ日誌、職員会議録などは、共通の様式で記録し共有されています。全職員で回覧し、内容に不備があれば館長から指導することで伝達漏れがないよう努めています。また職員会議だけでなく、目的に応じて拡大職員会議を実施することで横断的な情報共有の取組が行われています。
- ② 個人情報の取扱いについては、法人のコンプライアンス・マニュアルに則り、「個人情報保護方針」を策定し対応を徹底するように努めています。情報開示を求める場合の手続き方法についても明示し、利用者への周知を図っています。
- ③ 法人として「文書管理規程」を設け、個人情報が記載された文書の保管、廃棄など管理ルールを定めています。電子媒体での保管についても、パソコンにパスワードを設定し、不適正な利用や情報漏洩の対策に努めています。

## 《児童館の活動内容に関する事項》

### 1、児童館の施設特性

【評価項目】 1-（1）施設の基本特性が児童館の理念と目的に基づいて設定されている。

標準項目		評価
1	子どもが自らの意思でひとりでも利用することができる。	○
2	子どもが遊ぶことができる。	○
3	子どもが安心してつろぐことができる。	○
4	子ども同士にとって出会いの場になることができる。	○
5	年齢等の異なる子どもと一緒に過ごし、活動を共にすることができる。	○
6	子どもが困ったときや悩んだときに、職員に相談できるようになっている。	○

【評価項目】 1-（1）について

講評
<p>子どもの自由な来館と遊びを保障し、安心して過ごせる環境を整えています。</p> <p>① 明るい日差しが降り注ぐ庭には砂場があり、暑さよけの遮光シートが天井に張られています。その奥には枇杷の木がオレンジ色の実を付け、子ども達が採って食べられるよう踏み台が置かれています。館庭が見渡せる職員室から職員が笑顔で挨拶。来館者は職員室前に置かれた「児童館利用票」に記入し利用が始まります。初めて利用する来館者へは職員が各部屋の利用方法やルールを個々に説明し、不安の解消と安全な利用に配慮しています。</p> <p>② 館内に入ると児童館のビジョン「はぐくむ、ひろがる、つながるみんなの児童館」や法人理念、基本方針が掲示されており来館者の目にとまります。それは職員室にも掲示され、職員がその主旨を理解し利用者への対応を意識的に行っています。児童館の広報は、おたより「児童館ニュース」を地域の幼稚園、保育所、小学校や子どもはぐくみ室へ配布するほかホームページに掲載しています。</p> <p>③ 乳幼児親子や小学生だけでなく中・高生世代の自由来館者も多く、同年代や異年齢の児童が日々遊びの中で自然と交流できるほか、「ふれあい」の事業では中・高生世代と乳幼児親子との交流事業も実施しています。いずれの場面でも職員が必ず同席し安心してつろげるよう配慮できています。</p> <p>④ 図書室と職員室の一角をカーテンで仕切り相談室を2ヶ所設け、子ども達が困ったときや子育てについての相談等に対応しています。また、相談がないときにはカーテンの仕切りを開け、部屋の可動範囲が広がるよう工夫をしています。</p>

【評価項目】 1-（2）児童館の特性である、拠点性、多機能性、地域性を発揮している。

標準項目		評価
1	地域における子どもの居場所になっている。	○
2	職員が日常的に子どもと関わり、子どものあらゆる課題に直接対応し、必要に応じて関係機関に橋渡ししている。	○
3	児童館が地域の人々に見守られた安心・安全な環境となっており、そこで子どもが自ら成長していくことができる。	○
4	子どもの発達に応じて地域全体へ活動を広げている。	○
5	住民や関係機関等と連携して、地域における子どもの健全育成の環境づくりを進めている。	○

【評価項目】 1-(2)について

講評

地域の健全育成の向上に寄与し、地域からも信頼される子育て拠点となっています。

- ① 一人で来館した子どもに対して職員は声をかけ、自由に遊んだりくつろいだりできるよう援助しています。乳幼児親子から中・高生世代まで幅広い世代が楽しめるよう玩具や書籍も設置し利用されています。また、隣接する児童公園（住吉公園）で遊んでいて、休憩するために来館する利用者も多く、喉の渇きを癒やすこともできるよう館内には麦茶も用意してあり、職員の思いやりの気持ちが感じられます。
- ② 職員は来館者一人ひとりと関わり、信頼関係を育みながらナナメの関係（相談しやすい関係）を保ち、自然に悩み事を聴き取り、あるいは、子どもの様子から感じ取り福祉課題の早期発見に努めています。必要に応じて、小・中学校、子どもはぐくみ室や児童相談所と連携し対応しています。また、地域住民からも泣き声通報に関する相談を受けるなど、地域からも信頼される拠点となっています。
- ③ 児童館運営協力委員会を始めとして幼稚園、保育園、小・中学校、民生児童委員協議会、少年補導委員会、防犯推進委員会、自治連合会等々、地域の多くの団体と連携しています。特に児童館の夏祭りでは、地域の方が各ブースを運営しながら子ども達と顔見知りになることで、安心・安全が確保された健全育成の地域力の向上につながっています。

【評価項目】 1-(3) 子どもの権利を保障するための取組が徹底されている。

標準項目		評価
1	子どもの思想・信教の自由について、最大限に配慮し保障している。	○
2	子どもに影響のある事柄に関して、子どもが意見を述べ参加できるような機会を設けている。	○
3	子ども自身が子どもの権利を知る機会が設けられている。	○
4	子どもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。	—
5	権利侵害の防止と早期発見のための具体的な取組を行っている。	○

【評価項目】 1-(3)について

講評

子ども一人ひとりの意向を聴き、子どもの権利を尊重した支援を行っています。

- ① 職員は子どもの家庭の背景に配慮し、子ども一人ひとりの意向を尊重しています。子どもに話を聴くだけでなく年1回の利用者アンケートの要望も職員会議に上げ、可能な物は実現させ、不可能な事項については子どもが納得できるまで丁寧に伝えています。
- ② 放課後児童クラブの4年生から6年生で構成された「高学年クラブ」が中心となり、児童館の使い方を考える「児童館ルール作り会議」を実施し、安全で楽しく過ごすためのルールを考え館内に掲示し全員で共有するなど児童館運営に積極的に参画しています。
- ③ 子どもの喧嘩を解決する際、個別指導で権利について話すほか、子ども達全体に対しても児童の権利について話す機会を設けています。
- ④ 職員は、児童虐待等の権利侵害を発見した場合には、館長へ報告し、学校・関連機関と情報を共有し、早期発見と継続的な支援を行っています。今後は規定・マニュアルの整備により可視化することを期待します。

## 2、遊びによる子どもの育成

【評価項目】 2-(1) 子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、一人ひとりの心身の状態を把握して子どもの育成を行っている。

標準項目		評価
1	職員が、子どもの発達の一般的な特徴や発達過程について、研修等を通じて学んでいる。	○
2	子ども一人ひとりの発達特性を把握し、発達の個人差を踏まえて適切な支援を行っている。	○
3	遊び及び生活の場で、その時々一人ひとりの心身の状態に気を配りながら、子どもと信頼関係を築くよう努めている。	○
4	子どもへの対応について、個々の事例に関する検討が職員間で行われている。	○

【評価項目】 2-(1) について

講評
<p>職員は子どもの発達に関して自己研鑽に励み、個々の最善の利益を考え対応しています。</p> <p>① 職員は、行政研修や京都市児童館学童連盟（以降、連盟という）主催の研修に積極的に参加し、受講した内容は館内で他の職員に伝達研修を行うなど、職員全員が子どもの発達について常に知識を更新しています。</p> <p>② 職員は、個々の発達特性を把握し、必要に応じて連盟の統合育成担当者で発達の専門の先生に相談やアドバイスを受け支援を行っています。また、その特性や支援の経過は個別のノートに記入し、職員会議にて全職員が共有しています。</p> <p>③ 職員は来館者に必ず挨拶し声をかけ来館時の心身の状態を把握しています。いつもと違う心の変化を感じ取れば、傾聴し児童の最善の利益を考え対応しています。</p> <p>④ その日あった出来事については空き時間に館長や職員へ報告し、日誌に記入します。休暇中の職員も出勤時には記録を確認し、疑問点を確認するようにしています。特に気になる事項についてはすぐに主任、館長へ報告・連絡・相談を行い、場合によっては個々の事例や対応を「児童個別支援シート」に記録し、毎週職員会議にて検証、共有を行い、月1回実施する「拡大会議」でアルバイトやパート職員を含む全職員にも伝達し、どの職員も同じ対応ができるようにしています。</p>

【評価項目】 2-(2) 子どもが自ら遊びを作り出したり遊びを選択できるようにしている。

標準項目		評価
1	子どもが自ら遊びを作り出せるよう、環境を整えている。	○
2	子どもが自由に遊びを選択できるようになっている。	○
3	空間や図書、玩具、遊具等が、子どもの発想で自由に安全に遊べるように工夫されている。	○
4	子どもが自発的・創造的に活動できるよう、対応や働きかけについて職員間で確認しあっている。	○

【評価項目】 2-(2) について

講評
<p>子どもが自発的、創造的に遊べるような環境作りを実行しています。</p> <p>① ボードゲーム等、各部屋にあるおもちゃは、幼児向け遊具以外はどの部屋でも遊ぶことができ、元へ戻すという約束はありますが子どもが好きな玩具を好きな場所で遊ぶことができます。また、子どもが持ち運びし易いように、片手で持てるような容器に移し替えるなど、職員は子どもがいつでも自由に取り出して遊べるよう利用者目線に立った環境作りを心がけています。</p> <p>② 子ども達が自由に取り組めるワークスペースには、職員が持ち寄った廃材などのエコ工作材料箱も置かれていま</p>

す。材料の数に限りがあるものは事前に職員間で共有し、子ども達に伝え、どう利用していくか一緒に考え、分け合って使用しています。工作が大好きで配慮が必要な児童が、他の児童に教えているうちに皆からリスペクトされるようになり、自己肯定感の育成にも繋がった事例もあります。

- ③ 職員は、子どもの遊びに対して安全に留意しながら子ども達の発想を大切に見守る姿勢を、職員間で共有し実践しています。

【評価項目】 2-(3) 子ども同士が同年齢や異年齢の集団を形成して、様々な活動に自発的に取組めるように援助している。

標準項目		評価
1	乳幼児から小学生、中・高校生世代までの幅広い年齢の子どもが日常的に気軽に来館している。	○
2	幅広い年齢の子どもと一緒に過ごす場があり、日常的に交流したり一緒に遊んだりする様子が見られる。	○
3	職員は、子どもが様々な活動に自発的に取組めるように意識して関わっている。	○
4	職員は、一人ひとりの子どもの仲間集団との関わりについて具体的に把握しており、それぞれの集団の成長と その中での個人の成長の過程を意識して関わっている。	○
5	子どもに対する個別・集団の援助について記録し、職員間で事例検討をしている。	○

【評価項目】 2-(3) について

講評
<p>日常的な異年齢の交流の中で、個人と集団の成長を職員が援助しています。</p> <p>① 平日の午前中は乳幼児親子、午後からは小学生、中・高校生は学校帰りに来館しています。17時までは放課後児童クラブのおやつ時間以外は自由来館との区別なく、どの部屋でもどのおもちゃでも一緒に遊べるようになっており、異年齢の子ども同士が日常的な遊びの中で自然に交流しています。</p> <p>② 「あそびクラブ」「工作クラブ」など自由参加のクラブや登録制のクラブ「ボードゲームクラブ」「ガーデニングクラブ」「卓球クラブ」「音楽クラブ」もあり、様々な活動にも自発的に参加しています。</p> <p>③ 職員は、子ども一人ひとりと信頼関係を構築しながら、個人と集団の関係性を把握するとともに、トラブルを成長のチャンスと捉え援助しています。更に日誌へ記入し、職員会議で対応を検証し共有しています。</p>

### 3、子どもの居場所の提供

【評価項目】 3-(1) 子どもが安全に安心して過ごせる居場所になるような環境づくりや援助を行っている。

標準項目		評価
1	乳幼児から中・高校生世代までのすべての子どもが、日常的に気軽に来館できる。	○
2	来館する子どもの住所、氏名、年齢、緊急時の連絡先等を、登録するなどの方法で把握に努めている。	○
3	乳幼児や障害のある子どもも安心して利用できる環境が整えられている。	○
4	利用者がくつろいだり、待ち合わせしたり、自由に交流したりできる空間があり、使いやすい雰囲気である。	○

【評価項目】 3-(1) について

講評
<p>自由な交流空間で、安全で安心して過ごせる環境を整えています。</p> <p>① 直接来館者する利用者だけでなく、隣接している公園で遊んだ後、小・中・高校生世代や乳幼児親子も来館し、児童館で準備した自由に飲める麦茶を飲みながらくつろいでいます。事業開催中以外はどの部屋でも遊ぶことができるので職員に見守られながら垣根のない自由な交流空間が補完されています。</p> <p>② 初めての来館者には「来館名簿」に緊急連絡先等の個人情報を記載してもらい、保管しています。来館者数が一番多い小学生については、各小学校長と学校休業中でも連絡が取り合えるように連携しています。</p> <p>③ 建物が古く、増築を重ねているためバリアフリーの建築構造ではありませんが、松葉杖や車椅子での来館者には職員が援助することで安全な利用を確保しています。</p>

【評価項目】 3-(2) 中・高生世代の利用に対する援助がある。

標準項目		評価
1	中・高校生世代も利用できるようになっている。	○
2	中・高校生世代の文化活動やスポーツ活動等に必要なスペースや備品がある。	○
3	中・高校生世代が自ら企画する活動がある。	○
4	思春期の発達特性について、職員が理解するための取組が行われている。	○

【評価項目】 3-(2) について

講評
<p>中・高生世代の“居たい”“行きたい”“やってみたい”居場所となっています。</p> <p>① 17時から18時30分は「中高生タイム」となっており、図書室での学習や遊戯室の卓球を優先する取組みを行っています。また、児童館創立当時から中高生が下校途中でも来館できる地域の慣習があり、学校帰りに来館し、顔なじみの職員とも会話を楽しむ姿もあります。</p> <p>② 春休みに実施した放課後児童クラブのイベント「駄菓子屋すみきち」では、企画、準備、実施まで自由来館の中学生も加わり中心となって行いました。また、地域と連携した一大イベントの「夏祭り」では「お化け屋敷」の企画、運営を小学校高学年と中・高校生世代で行っています。こうした取組みは世代を超えた地域の大人達とも交流し、子どもの自尊感情や自己肯定感を育む機会となっています。</p> <p>③ 思春期の発達特性について、職員は連盟や行政による研修会へ参加し知識を更新しています。また、館内研修にてその知識を職員全員で共有しています。</p>

## 4、子どもの意見の尊重

【評価項目】 4-（1）子どもの年齢及び発達に応じて子どもの意見を尊重している。

標準項目		評価
1	子どもの年齢や発達に応じて子どもの意見を尊重している。	○
2	意見だけでなく子どもの気持ちも汲み取っている。	○
3	日常的に子どもの声を拾い、職員間で話し合っ、児童館の活動や運営に柔軟に取り入れている。	○
4	遊びや行事・イベント等のアイデアが、子どもたちの間から活発に出されている。	○

【評価項目】 4-（1）について

### 講評

子どもの意向を汲み取れるよう、一人ひとりに寄り添い支援しています。

- ① 職員は、自分の意向を発信できる子どもからは意見を直接聴き取り、言葉にすることが難しい児童には遊びを通して関わりながら気持ちを汲み取ります。幼児についても保護者と関わりを持ちながら、遊びの中で子どもの行動に現れる自己表現を見逃さず受け止めています。このように児童ひとり一人に寄り添い、注視しながら支援を続けています。
- ② 子ども達の意見は、その日の職員終礼で共有するほか日誌に記入し、検討すべき内容は職員会議で議論し子ども達へフィードバックしています。
- ③ 子ども達の活発な意見により様々な登録制クラブ（「ガーデニングクラブ」「卓球クラブ」「音楽クラブ」）が発足しています。子ども達が自ら発案したあそびを自由参加の形で実施する「みんなあそび」、「工作クラブ」。オムニゲーム好きな子ども達の発案で「オムニゲーム大会」を実施し、そこから「ボードゲームクラブ」を発足させるなど、職員は子ども達の意見を尊重し、実現に向け支援をしている様子が伺えます。

【評価項目】 4-（2）子どもの意見が運営や活動に反映されている。

標準項目		評価
1	意見箱や掲示板、アンケートなど、子どもの意見を汲み取る仕組みがあり、活用されている。	○
2	子ども会議、子ども企画、子ども実行委員会など、子どもが児童館の運営や活動に対して意見やアイデアを述べる機会があり、機能している。	○
3	職員会議や研修の場等で、子どもの意見を反映させる仕組みがある。	○
4	運営や活動に子どもの意見を反映した、具体的な事例がある。	○

【評価項目】 4-（2）について

### 講評

子ども達の積極的な参画により意向が具現化されています。

- ① 日々、職員が利用者の声を聴き、子どもの意見を汲み取るほか、利用者アンケートも年1回実施し、子どもが意見や要望を発信できる仕組みがあります。出された意見については職員会議で話し合い、ボードゲームや本のリクエストなど実現可能な意見には早期対応を図り、実現が困難な場合には丁寧に説明を行っています。
- ② 放課後児童クラブの「高学年クラブ」から児童館の使い方について意見が出され、子ども達の中で検討しながらルールを作り共有した事例もあり、児童館事業への参画を積極的に行っています。また職員は、子ども達の議論を妨げないよう留意し、安全に配慮しながら実現できるよう援助しています。
- ③ 児童館最大のイベントである「夏祭り」では、小学生が「ゲームコーナー」を、小学校高学年から中高生世代が「お化け屋敷」を担当します。それぞれ年長児童のリーダーシップのもと企画から運営まで行い、地域の方々との



楽しい交流の場として夏祭りを盛り上げています。

## 5、配慮を必要とする子どもへの対応

【評価項目】 5-（1） 配慮を必要とする子どもへの対応を行っている。

標準項目		評価
1	障害の有無に関わらず子ども同士がお互いに協力できるような活動内容や環境に配慮している。	○
2	児童館を利用する子どもの中で、いじめ等の関係が生じないように配慮している。万が一発生した場合には早期対応に努め、適切に対応している。	○
3	保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市区町村や関係機関と連携し対応している。	○
4	児童虐待が疑われる場合には、市町村又は児童相談所に速やかに通告し、適切に対応している。	○
5	福祉的な課題があると判断した場合に、地域や学校等の社会資源と連携し支援している。	○
6	障害のある子どもの利用に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、合理的配慮に努めている。	○

【評価項目】 5-（1）について

講評
<p>様々な機関と連携し、子どもの福祉課題の早期発見、早期対応、継続的支援を実現しています。</p> <p>① 職員は、配慮を必要とする児童に対して、連盟の統合育成部門から派遣された発達支援に関わる専門員のアドバイスを受け対応しています。また、2024年4月から「保育所等訪問支援」の制度が新たに開始され、月に1回京都市児童療育センターが児童館を活動場所として来館し、言葉の発達支援を行っています。</p> <p>② 子ども達の様子からいじめに繋がる事例が生じた場合には、すぐに館長へ報告し、職員会議で対応を検討、共有し、必要に応じて家庭、学校と連携し、状況を確認しながら関係性を正しています。その経過は「日誌」に記録し全職員で注意深く見守り、早期発見、早期対応、継続的な支援を実現しています。</p> <p>③ 児童虐待等不適切な養育が疑われる場合には、小中学生は学校と連携し見守り、学校を通して児童相談所への通告を行っています。乳幼児は保護者と関わり、話をしていく中で悩みを聴き「子育て拠点ステーション」である幼稚園、保育所及びはぐくみ室とも連携し継続的な支援へ繋げています。</p> <p>④ 放課後児童クラブの父兄が中心となり実施する「焼きいもデー」では地域の方々にも焼き芋を差し上げています。とても人気で長蛇の列ができるのですが、子どもからの発案により障害者やお年寄り、乳幼児親子に優先的に渡せる道「思いやりの道」を作り子ども達が案内をしています。</p>

【評価項目】 5-（2） 子どもの活動の様子から必要があると判断した場合には、家庭と連絡を取って支援を行っている。

標準項目		評価
1	子どもへの支援のために、必要に応じて家庭や学校等と連絡を取って支援をしている。	○
2	子どもの発達や家庭環境等の面で特に配慮が必要な子どもには、発達支援に関わる関係機関等と協力して援助を行っている。	○
3	必ず記録をとり職員間で共有を図るとともに、継続的な支援につなげている。	○

【評価項目】 5-(2) について

講評	
職員は子どもの自己表現を汲み取り、必要に応じて保護者に連絡、支援を行っています。	
①	職員は、いつもと違う子どもの様子から心の変化に気付きます。子どもにとって最善の援助が継続するよう、必要に応じて家庭に連絡し、連携して対応しています。また、小学校入学前の児童について保育所や幼稚園に伺い、配慮を要する児童の情報を事前に把握し対応を共有します。小学校とも連携し常に情報を交換しながら支援をしています。
②	子どもの発達や家庭環境の面で配慮が必要な子どもについては、「はぐくみ室」や連盟の統合育成部門から派遣された発達支援に関わる専門員、京都市児童療育センターと連携し支援を行っています。
③	子どもの様子は「総合育成支援ノート」や「児童個別支援シート」に記録し、月に2回の職員会議と月に1回の拡大職員会議にて職員全員で共有し、全職員で共通した支援を実施しています。個人情報の管理はロックをかけて保存し、情報漏洩にも細心の注意を払っています。

## 6、子育て支援の実施

【評価項目】 6-(1) 保護者の子育て支援を行っている。

	標準項目	評価
1	子どもとその保護者が、自由に交流できる場を提供し、交流の促進に配慮している。	○
2	子どもの発達上の課題について、気軽に相談できるような子育て支援活動を実施している。	○
3	保護者が広く地域の人々との関わりをもてるような支援を実施している。	○
4	児童虐待の予防に向けて、保護者の子育てへの不安や課題に対して継続的に支援し、必要に応じて相談機関等につないでいる。	○

【評価項目】 6-(1) について

講評	
保護者同士及び保護者と地域の交流をとおり、地域の子育て力の向上を支援しています。	
①	「夏祭り」は地域の関係機関や放課後児童クラブ保護者の協力、協働により実施しています。来場者も多く、地域の方々とも顔見知りになり自然な交流ができています。こうした中で保護者同士が仲良くなり子育ての悩み事を話せる関係ができることで子育ての不安の解消にも繋がっています。
②	職員は、来館者との会話や関わりの中で保護者との距離を縮め、気軽に相談できる関係作りを心がけています。発達上の心配事等、不安や課題については必要に応じて、はぐくみ室や児童相談所等へつないでいます。
③	「地域子育て支援ステーション事業」として多くの未就学児童親子が参加する「みんなおいでいっしょにあそぼ」「にこにこ親子ランド」は、保育所や他児童館、民生委員と連携し実施しています。乳幼児親子が遊びを通して広い地域の住民と交流を図ることができるほか子育て相談にも対応しています。

【評価項目】 6-(2) 保護者と協力して乳幼児支援を行っている。

	標準項目	評価
1	乳幼児支援を保護者と協力して実施している。	○
2	参加者が主体的に運営できるように支援している。	○
3	乳幼児と中・高校生世代等との触れ合い体験を実施している。	○

【評価項目】 6-(2)について

評価	
乳幼児支援プログラムには保護者の主体的な活動が生まれています。	
①	乳幼児親子向けの事業は、「ほっぺ」（ねんね～はいはいの赤ちゃん）、「ちいさいスキップ」（立ち～よちよちのお子さん）、「おおきスキップ」（おおむね2歳から）など月例別に分けるのではなく発達の段階別に参加者を募り、見学や途中からの入会も可能で保護者が参加しやすいように柔軟に受け入れています。また、事業後には昼食を取る場所を提供しており、子どもとその保護者同士が交流を深めています。子育ての心配事があれば、それに対して先輩ママや職員から自分の経験談などを聴くことにより不安を解消することができています。
②	各乳幼児事業には年に数回「お母さん企画」を設けています。グループごとに保護者が自ら考えた企画を実施するもので1ヶ月前から協力して準備をします。その際職員は、準備がスムーズに進むようグループをサポートしながら支援します。このような活動の積み重ねが、子育てが一段落した段階で母親クラブとして活動を開始した人形劇サークル「おさるのかごや」の創設に繋がり、児童館や保育所など活動を広げています。
③	中・高生世代と赤ちゃんの交流事業「ふれあい」は4回継続して実施しています。中・高生世代がベビーカーを押して一緒に電車でお出かけした際にはエレベーターの位置がホームの中央ではなく端にあることに疑問を持ち、自転車がスピードを出して通り過ぎた事に恐怖を感じ、自分は気をつけてあげなければと中学生の気づきにも繋がりました。中高生世代にとって、赤ちゃんのかわいさを共有するとともに乳幼児期の保護者の愛情を改めて感じる機会となり、乳幼児保護者にとっても、我が子の成長した姿を重ね合わせ、小さな事にとらわれず幼児期の子育てを楽しむことを再確認する機会となっています。

7、地域の健全育成の環境づくり

【評価項目】 7-(1) 地域の健全育成環境づくりに取り組んでいる。

	標準項目	評価
1	児童館を利用する子どもが地域住民と直接交流できる機会を設けている。	○
2	児童館を出て、地域の児童遊園や公園、子どもが利用できる他の施設等で事業を実施することがある。	○
3	地域のイベントに児童館の子どもを連れて参加することがある。	○
4	地域の子どもの育成活動に協力している。	○
5	地域住民や NPO、関係機関等と連携して活動している。	○

【評価項目】 7-(1)について

講評	
児童館や健全育成の理解者を地域に増やし、地域ぐるみの健全育成を行っています。	
①	住吉児童館の「夏祭り」は地域の「夏祭り」となっています。児童館運営委員会だけでなく母親クラブ、民生児童委員協議会、少年補導委員会、防犯推進委員会、交通安全推進委員会等地域の各団体や中・高生世代、大学生ボランティア、放課後児童クラブの保護者も加わり、子ども達と一緒に夏祭りを企画、運営、そして楽しむ、地域の一大イベントに発展しています。子ども達にとって、このような地域住民との直接交流は自己肯定感や自己効力感を高め、安全で過ごしやすい地域環境の醸成に繋がっています。
②	乳幼児親子の事業の中で、幼稚園の作品展示会を見に行き園児達とも一緒に遊び交流を深めています。また、仮装した乳幼児親子が町を練り歩きお菓子をもらう「ハロウィンウォーク in すみよし」を開催しています。これは保護者同士の会話にヒントを得て、すぐに児童館運営委員会メンバー等の協力と町内の理解を仰ぎ開催しまし

た。

- ③ 職員は少年補導委員会のキャンプにキャンプファイヤーの係として参加したり、小学校の心を耕す委員会へ昔遊びで参加するなど持っているノウハウを生かして地域団体へ活動を広げています。

## 8、ボランティア等の育成と活動支援

【評価項目】 8-(1) 子どもを含めたボランティア等の育成と活動支援を適切に行っている。

標準項目		評価
1	子どもの遊びの延長に、お手伝いやボランティア活動を取り入れ、児童館ボランティアとして育成している。	○
2	子どもボランティアの活動支援を健全育成活動の一環と捉えて実施している。	○
3	乳幼児の保護者の主体的な活動を支援しつつ、ボランティアとして育成している。	—
4	地域住民を受け入れ、ボランティアとして育成している。	○

【評価項目】 8-(1) について

### 講評

小学生から大学生まで幅広くボランティアとして活動できる機会を作り育成しています。

- ① 小学生の「高学年クラブ」では児童館のイベントの手伝いを子ども達が自主的に行っています。その他、「焼きいもデー」「夏祭り」「赤ちゃんボランティア」等、小学生から大学生まで幅広い年代がボランティアとして活動する機会があり、地域の大人や職員と関わりその存在を尊重されることで児童の健全な育成に繋がっています。
- ② 母親クラブの人形劇サークル「おさるのかごや」へ練習場所として児童館を提供し支援を続けています。今後は乳幼児事業の保護者が「お母さん企画」を他の児童館事業でも発表し、ボランティアとしての活動に繋がることを期待します。
- ③ 自由来館の卓球部の中学生が児童館の卓球クラブのコーチとしてボランティアで参加しています。また、中学校の職場体験も受け入れています。
- ④ 龍谷大学の野外活動部と連携し、児童館で大学生がボランティアとして日々の活動やイベントに参加しています。乳幼児の母親のリフレッシュ事業「ハンドメイドサロン」や「ヨガ」を実施する際の乳幼児保育への参加もそのひとつで、大変なかにも幼児を可愛いと感じ充足感の得られる体験となっています。

## 9、子どもの安全対策・衛生管理

【評価項目】 9-(1) 子どもの安全対策・衛生管理を行っている。

標準項目		評価
1	子どもに施設・遊具の適切な利用方法を伝え、安全に遊べるようにしている。	○
2	子どものケガや病気の応急処置の方法について、研修や訓練に参加している。	○
3	事故やケガの発生時には直ちに保護者への報告を行うとともに、事故報告書を作成し、市町村に報告している。	○
4	飲食を伴う活動を実施するときは、提供する内容について事前に保護者に具体的に周知し、誤飲事故や食物アレルギーの発生予防に努めている。	○
5	来館時の手洗いの励行、採光・換気等保健衛生に十分に配慮し、子どもの健康に配慮している。	○

【評価項目】 9-(1) について

### 講評

安全対策、衛生管理はマニュアル化され、職員間で共有しています。

- ① 自由来館者へは初回の来館時、放課後児童ラブは新入会日に児童館の安全な使い方について案内し、壁面にもわかりやすく掲示しています。職員は子どものケガや病気への応急措置の方法について、行政や連盟の研修会に参加し伝達研修にて常に更新をしています。
- ② 事故やケガが発生した場合の迅速な対処、対応についてマニュアル化し、職員の誰もが同じ対応が落ち着いてできるよう共有しています。更に事故報告書の作成と市町村への報告も行います。飲食を伴う事業については、食物アレルギーの対応として事前に書面で確認し、おやつを持参してもらうなど対策を取っています。
- ③ コロナ禍で定着した手洗い、うがいや施設の換気等継続して取り組んでいます。また、児童館、放課後児童クラブとも安全計画を作成し、館内の点検や有事の際の避難訓練等も実施しています。

## 10、学校・地域との連携

【評価項目】 10-(1) 学校・地域との連携を行っている。

標準項目		評価
1	児童館の活動と学校の行事等について情報交換を行っている。	○
2	児童館や学校での子どもの様子等について情報交換を行っている。	○
3	災害や事故・事件等が発生した場合には学校と速やかに連絡を取り合える体制を整えている。	○
4	児童館の運営や活動の状況等について地域住民等に積極的に情報提供を行い、信頼関係を築くよう努めている。	○
5	地域住民等が児童館を活用できるように働きかけるなど、地域の人材・組織等との連携・協力関係を築くよう努めている。	○

【評価項目】 10-(1) について

講評

子どもの健全育成を担う施設として、学校・地域と適切な情報交換を行い連携しています。

- ① 学校とはお便りを相互配布することにより行事等の情報交換を行い、円滑な運営を図っています。また、小学校と定期的に情報交換の場を設け、配慮を要する子どもの様子についても情報を交換し適切な支援に繋がっています。中学校、高校へは「夏祭りのボランティア」等イベントのチラシで募集を行い、自由来館者だけでなくチラシを見て「将来助産師を目指しているので中・高校生世代と赤ちゃんのふれあい事業へ参加したい」と希望する児童もいます。
- ② 災害や事故・事件等が発生した場合には学校と連携し避難についての体制を整えています。大きな災害発生時の避難場所は学校となっており、校庭へ避難する訓練を実施しています。避難時の保護者への連絡は児童クラブ保護者へは児童館から行き、自由来館児童の保護者へは学校を通じて行うこととなっており、学校が休校中でも学校長と連絡を取り合えるよう連携しています。
- ③ 児童館運営協力委員会や各種団体へ毎月お便りを配布しているほか、少年補導、民生の定例会議、母親クラブ人形劇サークル「おさるのかごや」へ部屋の貸し出しをしています。夏祭り等のイベントに地域の組織が積極的に参加しています。

【評価項目】 10-(2) 運営協議会等が設置され機能している。

標準項目		評価
1	児童委員、社会福祉協議会、母親クラブ等の地域組織の代表者の他、学識経験者、学校教職員、子ども、保護者等を構成員とする運営協議会等が設置されている。	○
2	子どもを運営協議会等の構成員にする場合には、会議時間の設定や意見発表の機会等があることを事前に知らせるなどに配慮し、子どもが参加しやすく発言しやすい環境づくりに努めている。	—
3	運営協議会等は、年間を通して定期的に開催し、臨時的に対応すべき事項が生じた場合は、適宜開催している。	○

【評価項目】 10-(2) について

講評

児童館の運営協議会として「児童館運営協力委員会」を設置しています。

- ① 母親クラブ、自治連合会会長、民生会長、民生主任委員、学校関係者で構成された児童館運営協力委員会を設置しています。
- ② 児童館運営協力委員会は平日午前中の開催、夏祭り実行委員会は関係団体が増え夜間の開催となるため、子

どもの参加はありません。今後は、子どもが直接意見を伝えられる環境設定を検討したいと考えています。

- ③ 児童館運営協力委員会を開催しており、必要に応じて臨時委員会も実施しています。

※以下の項目は選択項目です。児童館内で放課後児童クラブを行っている場合のみご記入ください。

## 11、放課後児童クラブの実施（選択項目）

【評価項目】 11-（1） 放課後児童クラブを児童館の持つ機能を生かして運営している。

標準項目		
1	放課後児童クラブが市区町村の基準条例（最低基準）に基づいて行われている。	○
2	放課後児童クラブに在籍する子どもと児童館に来館する子どもとが交流できるよう活動を工夫している。	○
3	放課後児童クラブに在籍する子どもと地域の子どもや住民とが直接交流できる機会を設けている。	○

【評価項目】 11-（1）について

### 講評

児童館と放課後児童クラブの両機能が活かされた運営を実施しています。

- ① 放課後児童クラブは自治体の条例を基準として運営されています。
- ② 放課後児童クラブの登録児童と自由来館者は、分け隔て無く日々一緒に遊び交流しています。中・高生世代の自由来館者も多く、大学生のボランティアとも交流しています。学校の長期休み中に乳幼児事業への参加もあり乳幼児との交流を行うなど、児童館事業へ積極的に参加し、充実した生活の場を整えています。
- ③ 3月春休みに実施した放課後児童クラブ主催の「駄菓子屋すみきち」には、中学生ボランティアも一緒に企画から加わり、自由来館者も一緒に楽しめる企画に変更して実施し交流しました。
- ④ 放課後児童クラブの保護者が中心となって行う「焼きいもデー」はお母さんが芋をふかし、お父さんが焼く作業を担当し協力して作った焼きいもを地域の皆さんにも差し上げています。とても混雑している中、乳幼児親子や高齢者の方々には優先的にもらえる「思いやりの道」を作り、子ども達が案内をしている姿は微笑ましく、笑顔の絶えないイベントとなっています。その他保護者が夏祭りにも協働し、児童館事業へ積極的に参加しています。

# 総評

## ■特に良い点

ポイント1	<p>法人理念を基盤とし、地域と密接に関わりながら切れ目のない包括的な支援を実現しています。</p>
	<p>京都で一番先に設置された住吉児童館は8月で創設54年になります。「地域の子どもは地域で育てる」という風土を地域と共有、連携し、設立当初からの信頼の積み重ねにより児童館が子どもの居場所として根付き、乳幼児親子から中高生世代まで幅広い世代が多数来館しています。また、来館者だけでなく地域住民からの子どもの福祉に関する相談もあり、地域にとっても垣根の低い相談窓口となっています。</p> <p>子ども達が地域と交流する機会も多くあります。特に児童館の夏祭りは“地域の夏祭り”となっていて、児童館運営協力委員会、地域の関係団体の大人ボランティアや母親クラブ、中高生世代や大学生のボランティア参加もあり、それぞれが関わりながら準備を進め実施しています。沢山の地域住民も夏祭りに訪れ、一緒に楽しみながら地域を盛り上げています。このことは児童の自己効力感や自尊感情を育み健全育成に繋がるだけでなく、顔見知りになることで安心・安全に過ごせる地域の子育て環境の向上にも繋がっています。</p> <p>ボランティアとして活動していた大学生が卒業後住吉児童館の職員に就職した事例や、長年ボランティアで来ていた児童が、今ではお子さんを連れ乳幼児事業に参加している事実もあり「地域の子どもは地域で育てる」このことを実現させ脈々と続いている様子が伺えます。</p>
ポイント2	<p>中高生世代や大学生が児童館ボランティアとして活躍し、次の世代へ継承しています。</p>
	<p>児童館の最大のイベント「夏祭り」で大人気の「お化け屋敷」を担当するのが中・高生世代と大学生ボランティアです。企画、設計、製作、設営と大学生が中心となり進めていきます。こうした進捗は近くて手伝う中・高生世代と小学校高学年へ、自然な形で継承しています。大学生との交流は他の児童にとって、年齢も近く親しみやすい存在です。夏祭り企画だけでなく様々なシーンでボランティア活動をする大学生を見ながら、次の世代が学び成長しています。今後は、ボランティアの倫理規範の明記や誓約書の発行も検討しています。</p>
ポイント3	<p>職員は、子どもが自由に意見や表現をすることができ、その意向を尊重し自発的な活動に繋がるよう支援しています。</p>
	<p>職員は保護者や子どもたちとの日常的なやり取りの中で常に利用者の声を拾い上げる他、アンケートの実施により自由に意見を述べるができる環境を整えています。その意見は職員会議で検討し、できることはすぐに対応し、物理的に不可能な事項については丁寧に説明しています。また、放課後児童クラブの児童館事業への参画により高学年クラブが中心となり児童館の安全な使い方についてルールを議論し、ポスター掲示等で自由来館者へも周知しています。職員は、子ども達の自発的・創造的な活動を妨げることなく具現化できるよう支援しています。</p> <p>子どもの意向で創設したクラブ活動も多彩で、放課後児童クラブの児童も自由来館の児童も、分け隔てなく日常的に自由に楽しく遊べるよう工夫が見られます。</p> <p>職員は来館者ひとり一人に気を配り、子どもの状況を把握し、課題があれば必要に応じて速やかに学校や子育て連携機関と繋がる体制を整えることにより、課題の早期発見、早期対応、継続支援を実現しています。こうした対応や子ども達の変化、成長を捉え記録し、職員の対応や支援の方向性等について、日々の連絡や職員会議にて確認、共有しています。</p>



## ■改善が望まれる点

ポイント1	全ての子どもの居場所作りを期待します。
	2023年12月に閣議決定された「こどもの居場所作りに関する指針」の中で、すべての子ども・若者を対象とする居場所(ユニバーサル/ポピュレーション)として児童館への期待が高まっています。当館は、中高生の自由来館者も多く、大学生や地域ボランティアの連携など利用しやすい雰囲気や良好な環境がそろっていると考えられます。これからの視点として、不登校など学校に在籍しない児童など全ての子どもの居場所となる取組みを期待します。
ポイント2	児童館運営協力委員会へ児童の参加が望まれます。
	こども基本法では「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会が確保される」としています。現在、児童館運営協力委員会は大人だけで構成されていますが、何らかの形で児童が意見を述べるようになることが望まれます。